

## 岩手県監査委員告示第10号

包括外部監査結果の公表（平成30年岩手県監査委員告示第16号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年8月6日

岩手県監査委員 小野 共  
岩手県監査委員 千葉 伝  
岩手県監査委員 寺沢 剛  
岩手県監査委員 沼田 由子

### 1 外部監査の種類

平成30年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第8条に基づく包括外部監査

### 2 選定した特定の事件（テーマ）

子ども・子育てに関する財務事務の執行・管理について

### 3 監査委員告示

平成31年3月1日付け岩手県監査委員告示第19号

### 4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

平成30年度包括外部監査の結果に関する報告に係る措置について 令和元年7月5日

### 5 指摘事項及び措置内容

#### （1）指摘事項

- ア 施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金の算定誤りについて（施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金）  
施設型給付費等負担金及び施設型給付費等補助金の算定において一部、誤って過大交付されていた。速やかに返還等の対応をとる必要があるとともに、事務処理の誤りの発生を効率的に抑制し得る体制を検討していく必要がある。
- イ 高等職業訓練促進給付金等支給台帳の作成について（ひとり親家庭等セルフサポート事業費）  
支給台帳が作成されていなかったものがあった。「高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱」の規定に従い、支給台帳を作成する必要がある。
- ウ 修業期間中の在籍状況の確認の徹底について（ひとり親家庭等セルフサポート事業費）  
高等職業訓練促進給付金に関し、修業期間中の在籍状況の確認が徹底されていないものがあった。受給者に対し、在学証明書及び修得単位証明書の提出を求める必要がある。
- エ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の未提出について（ひとり親家庭等セルフサポート事業費）  
「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業費補助金交付要綱」の規定に従い、平成28年度分及び平成29年度分の仕入控除税額報告書を早急に提出させるとともに、返還額の有無を確認する必要がある。
- オ 不納欠損処理の適時実施について（児童扶養手当支給事業費）  
児童扶養手当返還金について不納欠損処理の遅延が見られた。過年度に時効の完成した債権の有無について今一度再調査するとともに、今後は、時効により消滅した債権については、当該時効が完成した年度をもって速やかに不納欠損処理を行う必要がある。
- カ 電話、訪問等による納入指導の徹底について（児童扶養手当支給事業費）  
児童扶養手当返還金について、文書の送付のみではなく、本人と接触するべく、電話、訪問等による納入指導を徹底する必要がある。
- キ 保証人に対する納付交渉の積極的実施について（児童扶養手当支給事業費）  
児童扶養手当返還金について、保証人に対しても、定期的な通知に加え、電話、訪問等による納付交渉を積極的に実施する必要がある。

ク システム保守・管理業務の報告について（周産期医療情報推進事業費）

岩手県周産期医療情報ネットワークシステム「いーはとーぶ」の保守・管理業務について、仕様書に定める報告書が委託先から提出されていなかった。必要に応じて様式や提出期限を定めるべきである。

ケ 平成29年度小児医療遠隔支援業務委託の報告について（小児科救急医療体制整備事業費）

委託先から、仕様書に定める月次報告書の提出が遅延していた。遅滞なく状況の確認を行い、早急な提出を求めるべきである。

コ 業務報告書の未入手について（療育センター整備事業費）

医療機器等を新療育センターに移設し整備する業務に関して、委託先から、仕様書に定める業務報告書を受領していないままであった。作成を要請し、入手しておく必要があった。

サ 参考見積書について（療育センター整備事業費）

有効期限の切れた見積書をベースに委託料を算定していた。委託料の積算を行う際の見積書の取扱いについて十分に留意する必要がある。

シ 消費税の記載誤りについて（東日本大震災子ども支援センター運営事業）

委託先から提出を受けた書類については、計算の正確性を確認することが必要である。

ス 再委託の報告漏れについて（いわて子どもの森管理運営費）

指定管理者からの管理報告書の内容を十分に検討し、抜け、漏れ、矛盾等については説明を求めるべきである。

(2) 措置内容

ア 施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金の算定誤りについて（施設型給付費等負担金、施設型給付費等補助金）

対象となる普代村、九戸村及び二戸市については、返還処理が終了した。

また、適正な事務処理の実施のため、事務処理マニュアルを作成し、市町村に周知した。

イ 高等職業訓練促進給付金等支給台帳の作成について（ひとり親家庭等セルフサポート事業費）

該当の広域振興局保健福祉環境部等に対し、平成31年3月8日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて是正指導済みであり、支給台帳はすべて作成済みであることを確認した。

ウ 修業期間中の在籍状況の確認の徹底について（ひとり親家庭等セルフサポート事業費）

平成31年3月6日までに、受給者から在学証明書及び修得単位証明書を受領し、在籍を確認した。

また、受給者に対し在学証明書及び修得単位証明書の提出を求めるよう、平成31年3月8日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて各広域振興局保健福祉環境部等に対し指導を行った。

エ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の未提出について（ひとり親家庭等セルフサポート事業費）

平成30年度交付申請の際に、平成28年度分及び平成29年度分の仕入控除税額報告書について提出を受け、返還額がないことを確認した。

オ 不納欠損処理の適時実施について（児童扶養手当支給事業費）

時効となった債権を管理している広域振興局保健福祉環境部等に対して、口頭で指導したほか、各広域振興局保健福祉環境部等に対し平成31年3月11日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて指導を行った。平成30年度内に当該債権について不納欠損処理を行った。

カ 電話、訪問等による納入指導の徹底について（児童扶養手当支給事業費）

対象となる債権を管理している広域振興局保健福祉環境部等に対して、口頭で指導したほか、各広域振興局保健福祉環境部等に対し平成31年3月11日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて指導を行った。

今後も、事務指導監査や担当者会議等の機会を利用して指導していく。

キ 保証人に対する納付交渉の積極的実施について（児童扶養手当支給事業費）

対象となる債権を管理している広域振興局保健福祉環境部等に対して、口頭で指導したほか、各広域振興局保健福祉環境部等に対し平成31年3月11日付け子ども子育て支援課総括課長通知にて指導を行った。

今後も、事務指導監査や担当者会議等の機会を利用して指導していく。

ク システム保守・管理業務の報告について（周産期医療情報推進事業費）

毎月受託者から報告書の提出を求め、業務の実施状況を確認することとし、令和元年度契約の際に、報告書様式及び提出期限を定めた。

ケ 平成29年度小児医療遠隔支援業務委託の報告について（小児科救急医療体制整備事業費）

毎月受託者から期限内に報告書の提出を求めることとし、業務の実施状況を確認する。

コ 業務報告書の未入手について（療育センター整備事業費）

業務報告書については、平成31年3月28日に受領した。今後は、委託業務の完了確認において、仕様書に定められた業務が履行されているか確認を徹底し、適正な事務の執行を図る。

サ 参考見積書について（療育センター整備事業費）

委託料の積算に当たっては、参考見積書の有効期限の確認や参考となる資料の取扱いについて、複数の職員での確認を徹底し、適正な事務の執行を図る。

シ 消費税の記載誤りについて（東日本大震災子ども支援センター運営事業）

委託先から提出を受けた書類については、複数の職員による確認を徹底するとともに、報告内容の矛盾等については、適宜説明を求めていく。

ス 再委託の報告漏れについて（いわて子どもの森管理運営費）

提出された書類については複数の職員による確認を徹底するとともに、不備等がある場合には適宜指導する。